○ 要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方に関して、既存のデータだけでは、検討を行うために必要な情報が不足していることから、今回、以下の調査項目について、調査を行うこととしたい。

### 【調査項目(案)】

### ① 一時保護

- 一時保護の期間について調査を行う。 ただし、件数が多いことから、調査への回答や集計の負担も考慮し、一定期間(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間)に一時保護が終了したケースを対象に調査を行う。
- また、調査の際には、保護者の同意がある場合、そうでない場合の別、一時保護全体、虐待を理由とする 一時保護の別も調査を行う。

	14日以内	15~28日	29日~2ヵ 月未満	2ヵ月以上 4ヵ月未満	4ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上1 年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上	計
全体										
同意あり										
同意なし										
うち虐待を理由とする										
同意あり	,									
同意なし										

○ 2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護の児童福祉審議会への意見聴取について 一定期間(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間)に意見聴取を実施したケースを対象に調査を行う。

旧具	をおります。	⊪寒▮	義会へ	<b>(</b> D)	音馬	<del></del> 1聴取
ノしヨ	ᆮᆝᇤᆡ	╨ᢡ▫	双ム	<b>~ U /</b>	心いりし	3 4/心 4人

[単位:件]

実施件数	
審議会が延長を認めた件数	
審議会が意見を付して延長を認めた件数	
審議会が延長を認めなかった件数	

・児童福祉審議会が意見を付して延長を認めた場合の意見の例

審議会の意見 (主なもの)

・児童福祉審議会が延長を認めなかった場合の理由

審議会が延長を認めなかった場合の理由

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に意見聴取を実施したケースを対象に調査】

### 【調査項目(案)】

### ② 面会通信制限•接近禁止命令

- 面会通信制限は、(ア)ー時保護、(イ)小規模住居型児童養育事業・里親への委託の措置、(ウ)施設入 所の措置の場合に行うことができるが、その内訳はどうなっているか。
- 面会通信制限・接近禁止命令の利用件数は必ずしも多くないと考えられるが、その理由は何か。
- 接近禁止命令の対象を28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令を可能とするとすれば、どのような場合が考えられるか。

### ・面会通信制限を行ったケースの内訳

[単位:件]

		面会制限	通信制限	面会+通信制限
(ア)ー時保護				
	小規模住居型児童養育事業、里親への委託の措置			
	同意あり			
	同意なし			
(ウ)	施設入所の措置			
	同意あり			
	同意なし			

【平成26年度に面会通信制限を実施したケースを対象に調査】

<ul> <li>・面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない</li> <li>□面会・通信の制限が必要となる事例がそもそも多くない</li> <li>□面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、</li> <li>児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段により対応している</li> <li>(具体的な対応手段を記載</li> <li>○</li> <li>□その他(具体的な理由を記載</li> </ul>
<ul> <li>接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由</li> <li>□保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例がそもそも多くない</li> <li>□保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例はあるが、</li> <li>児童虐待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している</li> <li>(具体的な対応手段を記載</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>
<ul> <li>・28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合(複数選択可)</li> <li>□一時保護中(通学を可能とし、子どもの学習権を保障するため)</li> <li>□措置解除後(子どもが自立しようとする場面等において、子どもに対する不当な攻撃を防ぐため)</li> <li>□特に必要はない</li> <li>□その他(具体的な事例を記載)</li> </ul>

○ 社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)報告(平成28年3月10日とりまとめ)(抄)

#### (面会通信制限、接近禁止命令について)

面会通信制限、接近禁止命令など、親権制限や子どもの権利制限に関わる処分について、司法が関与する仕組みを検討するべきであるとして、 次のように述べる意見があった。

現行の接近禁止命令は、児童福祉法第28条審判に基づく社会的養護措置が条件となっており、実情にそぐわない。前述のように、現在の一時保護のあり方では子どもの学習権を保障することが極めて困難となっており、地域のオープンな環境で一時保護を行う必要があるが、そのためには接近禁止命令による子どもの生活環境の安全の確保が必須である。また、家族再統合や、父母の同意を得ずに成立した特別養子縁組、措置解除後に子どもが自立しようとする場面等においても、子どもに対する不当な攻撃が予想され、子どもの安全の確保のため、例えば、接近禁止命令の対象を同法第28条審判に基づく社会的養護措置以外の場合に拡大することなど、どのような方策が考えられるのか検討が必要である。

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

#### (面会等の制限等)

- 第十二条 児童虐待を受けた児童について<u>児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」とい う。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、</u>児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。
  - 一 当該児童との面会
  - 二 当該児童との通信
- 第十二条の四 都道府県知事は、<u>児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、</u>児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

## 児童相談所への調査について

### 【調査項目(案)】

### ③ 28条措置に係る裁判所の承認

際に保護者に送付がなされた件数についても調査を行う。

過去の調査結果(資料2 p.8~p.10参照)も踏まえ、更に調査が必要な項目などがあるか。

## ④ 裁判所の勧告

○ 児童福祉法第28条に係る裁判所の勧告に関して、その後、保護者が指導に従ったかどうかについて調査を行う。(参考:平成27年 都道府県への勧告件数 39件)
また、指導勧告書の写しの保護者への送付を求める旨の上申書を裁判所に提出した件数と、そのうち実

	裁判所による都道府県へ の勧告の件数	保護者が指導に従った件 数	保護者が指導に従わな かった件数
全体			
うち指導勧告書の写しが 保護者に送付されたもの			

【平成27年1月~12月に勧告が行われた事例について調査】

指導勧告書の写しの保護者への送 付を求める上申書を裁判所に提出し た件数	上申書を提出したもののうち、実際に 保護者に送付がなされた件数

- 〇 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
- 第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、 第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採 ることができる。
  - 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
  - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第 一項第三号の措置を採ること。
- 5 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

〇 児童虐待防止法第11条第3項の保護者への勧告に関して、その後、保護者が指導に従ったかどうか、そ の後、一時保護や施設入所等の措置や親権喪失等の請求を行ったかどうかについて調査を行う。(参考: 平成26年度 勧告件数 11件)

/n =# +v _ 0	そのうち、保	そのうち、保護者が勧告に従わなかった件数					
保護者への制造の件数	護者が勧告 に従った件 数	全体	一時保護を行った件数	施設入所等 の措置を 行った件数	親権喪失の 審判の請求 の件数	親権停止の 審判の請求 の件数	管理権喪失 の審判の請 求の件数

【平成26年度に保護者への勧告が行われた事例について調査】

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

- 第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、<u>前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十</u> 三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託さ せ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、<u>第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該</u> 児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

### 【調査項目(案)】

### ⑤ 保護者に対する指導

○ 児童福祉法第27条第1項第2号に係る児童福祉司による指導に関して、虐待を理由とする保護者に対する 指導が行われている場合の児童の所在について調査を行う。

(参考:平成26年度 児童虐待相談に係る児童福祉司指導の件数 2821件)

- 〇 保護者に対する指導に関して、どのようなプログラムが活用されているかについて調査を行う。
- ・児童福祉司による指導が行われている場合の児童の所在

「単位:件]

指導件数 (全体)	在宅	一時保護	施設入所	里親等委託

・保護者に対する指導の方法

[単位:件]

保護	者指導プログラムを活用した指導件数	
	児童相談所が自ら実施	
	外部委託により実施	

活用しているプログラム名

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に指導を開始したケースを対象に調査】